

平成25年度の主な措置事例

◆ 無許可増設のラジオブイによる漁業用海岸局への混信

平成26年2月、第十管区海上保安本部から、「宮崎県内の漁業用海岸局へ27.524 MHzほか4チャンネルにモールス信号が入感し、アラームが頻繁に発生して業務に支障を来している。」旨の申告があり、現地調査を実施した結果、申告のあった海岸局所属の漁船が予備用として搭載していたラジオブイからの誤発射であることを特定し、直ちに停波措置を講じました。

混信源であるラジオブイは無許可の増設運用であったため、免許人に対して、文書による嚴重注意を行いました。



◆ 防災行政無線の故障による他の防災行政無線への混信

平成25年7月、大分県内の自治体から、「同報系防災行政無線のトランペットスピーカより耳障りな可聴音（キューンという大きな音）が発生し、放送内容が聞き取れない。」旨の申告があり、電波監視施設（DEURAS）による調査を実施した結果、混信原因と思われる電波は四国方面から到来する傾向を示すものの、方位情報等が不安定で固定調査による発射源の特定には至りませんでした。同一周波数の無線局に試験電波の発射を求めて行った検証においても、同様の混信障害の発生が確認できないことから現地調査を実施しました。現地調査の結果、混信原因と思われる微弱な電波が四国方面から到来していることを確認したため、四国総合通信局と協議した上で愛媛県に渡り、障害原因となる混信波を確認しました。更に、発射源を特定するための詳細調査を四国総合通信局に依頼し、同局による調査の結果、混信波の発射源は大分県対岸の四国管内の防災行政用固定局の故障によるものであることを特定し、混信源を排除しました。

◆ 日本アマチュア無線連盟ガイダンス局と規正用無線局の連携運用

平成25年9月、福岡県京都郡みやこ町において、一般社団法人日本アマチュア無線連盟（JARL）のガイダンス局（注1）と九州総合通信局の規正用無線局（注2）の連携運用を実施しました。

連携運用は、JARLと当局の双方で144MHz帯・430MHz帯のアマチュア無線用の周波数帯をモニターし、識別信号不送出や使用区分違反などの運用違反の通信が確認された運用違反者に対して、JARLのガイダンス局で注意喚起を促すアナウンスの送信を行い、運用の改善がみられない運用違反者に対しては、規正用無線局による指導も行いました。連携運用の実施場所周辺は、不法・違法アマチュア局に関する申告が多数寄せられている地区ですが、注意喚起（規正）後は、識別信号を正しく送出するよう改められたり、正しい使用区分へ移行するなどの改善がみられたことから、連携運用に一定の効果があることが確認されました。

（注1）アマチュア局に対して、電波により適切な運用を確保するためメッセージを送出し周知を行うJARLの無線局

（注2）ルールに違反している無線局に対して、直接「違反運用を即時に止めるように指導する」ために開設された国の無線局



◆ アパート屋上にアンテナを設置した不法無線局を開設した者を摘発

テレビの画像が乱れスピーカーや通話中のコードレス電話から男の声が聞こえるとの申告を受け、当局の電波監視システムにより調査したところ強力な電波が発射されているエリアがあることを確認しました。

このデータを元に電波が発射されているエリア周辺の現地調査を行った結果、アパート屋上にアンテナを設置し、屋内で運用する不法無線局(CB無線)を確認できたので熊本東警察署へ告発しました。

6月10日、同署は当局の捜査協力の下、強制捜査を行い室内や自家用車に設置してあった無線機を押収するとともに被疑者を逮捕しました。